4　干渉評価のために使用される計算方法及び干渉基準は、決議第703（WRC-07、改）やその他の結果として関係主管庁により合意された関連のあるITU-R勧告に基づくものとすること。

以下をITU-Rに要請し、

会議に先立って必要な研究を行うこと。

以下を事務総局長に指示する。

上記の課題を無線通信会議の議事日程に盛り込むことを考慮するように、この決議について理事会の注意を喚起すること。

改　決議第535（WRC-15、改）　無線通信規則第12条の適用に必要な情報

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

WRC-97は、調整を基本とした短波放送（HFBC）のための単純で柔軟な季節別計画手続として第12条を採択したこと。

以下を更に考慮し、

適当な手続規則が無線通信局によって策定され、無線通信規則委員会によって採択されるべきであること。

以下を無線通信局長に指示し、

1　手続規則の策定に当たっては、この決議の附属書に記載の情報を考慮すること。

2　主管庁及び地域調整団体と協議し、第12条の規定の適用に関する情報の作成、公表及び普及のために確立した取決めの改善を考慮すること。

以下を主管庁に要請し、

1　これらの手続規則の作成及び付随するコンピュータソフトウェアの開発及び試験において、無線通信局長を援助すること。

2　手続規則において定義されるべき共通の電子形式でスケジュールを提出すること。

以下を事務総局長に指示する。

開発途上国が第12条の適用及び関連する無線通信セミナーに十分に参加できることを可能とするために必要な資金の供給を考慮すること。

決議第535の附属書（WRC-15、改）

この附属書は、第12条の適用における情報の必要性に対応したものである。記述２におけるフローチャートは手続の概略を示す。

1　ソフトウェアの開発

手続は、無線通信局によって開発され、試験され、主管庁に提供されるべき取扱いが簡単なソフトウェアモジュールを要する。これにより、スケジュールの分析のために主管庁及び無線通信局によって同一のソフトウェアモジュールが使用されることが保証されることになる。

無線通信局は、以下のことを行うものとする。

－　主管庁の援助を得て前述のソフトウェアを開発すること。

－　取扱説明書及び関連資料とともにソフトウェアを配布すること。

－　ソフトウェア使用の訓練を実施すること。

－　ソフトウェアの基本的性能を監視し、必要に応じて修正を加えること。

2　ソフトウェアモジュール

要求のデータ収集

記述３に列記する全てのデータ要素の収集を可能とする新しいモジュールが要求される。このモジュールは、不整合のあるデータが収集され処理のために無線通信局に送られることを防ぐ確実な手順も含むものとする。

伝搬計算

この新しいモジュールは、記述１及び４に記載の全ての関連するテストポイントにおける電界強度その他の必要データを計算するものとする。

それは、主管庁の要求に応じて最適な周波数帯を選択することを可能とする選択肢も含むものとする。

データ及び媒体の出力形式は、全ての主管庁に対する結果の公表及び配布が容易であるものとする。

これらの計算結果は、グラフ形式で表示可能なものとする。

両立性の分析

このモジュールは、記述４に示すように、単独の場合と他の要求がある場合の双方において要求を技術的に分析するために、伝搬計算の結果を使用するものとする。この分析は、調整過程で使用されることになる。

記述４に示すパラメータの値は使用者が選択できるが、他の値がない場合にはデフォルトの推奨値が使用されるものとする。

この分析結果は、記述４に示すようにある定義された業務区域についてグラフ形式で表示可能なものとする。

データ照会

このモジュールは、使用者が典型的なデータの照会機能を実行することを可能にするものとする。

記述１

適当な周波数帯の選択

概要

HF放送要求の作成において放送事業者及び主管庁を援助するために、無線通信局は、適切なコンピュータソフトウェアを作成し、配布する。このソフトウェアは使いやすく、出力が容易に理解できるものとする。

使用者の入力データ

使用者は以下の項目を入力できるものとする。

－　送信局の名称（参照の目的のため）

－　送信局の地理的座標

－　送信出力

－　使用可能な周波数帯

－　送信時間

－　太陽黒点数

－　業務を行う月数

－　使用可能なアンテナタイプ及び関連する最大輻射方向

－　CIRAFゾーン及び４分区間を１組として（又は関連する地理的情報によって）決定される要求包摂（カバレッジ）区域

ソフトウェアは、上記の情報を一度正確に入力されると直ちに保存し、以前に入力した情報を容易に呼び出せる手段を使用者に提供することが望ましい。

方法及びデータ

ソフトウェアは、以下のものを用いるものとする。

－　アンテナパターンの計算のためにITU-R勧告BS.705

－　希望波の電界強度の値の予測のためにITU-R勧告P.533

－　信頼性の値の計算のためにITU-R勧告P.842

911のテストポイントの集合（WARC HFBC-87において合意されたもの）が使用されるものとし、必要がある場合には地理的グリッドに基づいて補われるものとする。

ソフトウェアは、各周波数帯について関連する送信アンテナ特性を考慮し、使用可能と宣言された各周波数帯について、要求業務区域内の各テストポイントにおいて、電界